

## 地球温暖化対策の推進に関する制度検討会（第1回）

日時 令和2年11月5日（木）15時30分～17時30分

場所 WEBによる開催

### ○小笠原課長

ただいまから、「第1回地球温暖化対策推進法に関する制度検討会」を開催いたします。

本日、事務局を務めます、環境省地球環境局地球温暖化対策課長の小笠原と申します。よろしく願いいたします。

本日は、一部遅れての御参加となる方もいらっしゃいますが、委員の皆様全員に御出席いただいております。お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

本日の検討会は、新型コロナウイルス感染症対策のためウェブにより開催させていただいておりますが、一部の委員の方は対面にて参加いただいております。開催の状況につきましてはYouTubeで同時配信し、動画は会議後、議事録公開までの間、ウェブ上で公開予定でございます。

ウェブ会議の開催に当たりまして、何点か御協力をお願いいたします。通信環境に伴うトラブルの低減のために、カメラの映像をオフにいただき、御発言の際のみオンにさせていただきますよう、お願いいたします。また、ハウリング等を防ぐため、御発言する際以外はマイクの設定をミュートにさせていただきますよう、併せて御協力をお願いいたします。御発言がある場合は、御自身の名前の右側にございます手の形のアイコンの挙手ボタンをクリックしていただきますよう、お願いいたします。また、発言が終わられましたら、ボタンを再度クリックしていただき、挙手を解除いただきますよう、お願いいたします。また、挙手ボタンを押しているにもかかわらず、事務局側が気づかないなど、ございましたら、チャットでお知らせください。何か通信トラブル等、ございましたら、同じくチャットに御記入いただくか、あるいは事務局までお電話をいただきますよう、お願いいたします。

それでは初めに、検討会の開催に当たりまして、環境省地球環境局長の小野より挨拶をさせていただきます。

### ○小野局長

環境省の地球環境局長の小野でございます。大塚座長、高村座長代理をはじめ、先生方、どうもありがとうございます。また、ウェブで参加されておられます先生方も、どうもありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

先週の月曜日になりますけれども、菅総理の所信表明演説において、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すという宣言、それからグリーン社会を目指すということが、政府の政策の中に大きな柱として打ち立てられたということでございます。さらに先週の金曜日になりますけれども、地球温暖化対策推進本部が開かれまして、総理から全閣僚に対して、それぞれの対策の推進について指示がございました。環境省の小泉大臣に対しては、新たな地域の創造や国民のライフスタイルの取組など、カーボンニュートラルへの需要を創出する経済・社会の変革や、国際的な発信に取り組むというような具体的な指示をいただいているところでございます。

我が国では小泉大臣が旗を振りまして、2050年、二酸化炭素排出実質ゼロを表明する地方自治体を応援させていただいておりまして、現状で人口規模にすると8000万人を突破するに至っております。また、企業におきましてもESG金融が急速に拡大しておりまして、脱炭素経営に取り組む企業の数も世界のトップクラス、アジアではトップという数となっております。

今後、脱炭素社会の実現に向けましては、こういう地域、それから企業、ライフスタイルといったノンステートアクターの2050年までのカーボンニュートラルに向けた取組を、環境省の役割として、一つ重点に置きまして後押しをしていくことが求められていると考えております。

こうした状況の中で地球温暖化対策推進法が見直しの時期を迎えておりまして、法の附則において、平成31年までに施行状況について検討を加える、その結果に基づいて法制上の措置等を講じるという規定がございます。これを受けて昨年度から、法の施行状況の検討を事務的にしておりまして、その状況についても後ほど御報告させていただきたいと考えております。

この検討会ですけれども、こういった施行状況の検討を土台といたしまして、さらに総理の所信、あるいはその指示、それから、アメリカの大統領選もまだ予断を許さないのかもしれないけれども、国際的な動向もございます。こういったことを踏まえまして、地球温暖化対策推進法の見直しの方向性について御議論をいただきたいと考えております。

スケジュール上、本年中を目途に検討結果のとりまとめをいただければと考えておりまして、2カ月ほどしかなくて大変恐縮ですけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。今回の検討が脱炭素社会への移行を促進し、さらに経済社会の変革につながり、2050年のカーボンニュートラルに結実することを目標にいたしまして、活発な御議論をお願ひしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○小笠原課長

それでは、議事に先立ち、お手元の配付資料の確認をお願いします。資料1として名簿、資料2として開催要領、資料3として最近の主な動向、資料4として施行状況、資料5として見直しの視点でございます。それから、参考資料1として地球温暖化対策推進法に基づく各施策について、参考資料2として最近の動向について、でございます。資料の不足や乱丁等がありましたらお知らせください。

それでは次に、本日御出席の委員の紹介をさせていただきます。名簿に記載されている順に役職、お名前を読み上げさせていただきます。

まず、早稲田大学の教授の大塚委員。

東京大学教授の高村委員。

東京都立大学教授の奥委員。奥委員は遅れて来られます。

国立環境研究所の亀山委員。

日本エネルギー経済研究所の工藤委員。

西南学院大学教授の勢一委員。

高崎経済大学教授の水口委員。

京都大学教授の諸富委員。

本検討会の座長については早稲田大学の大塚委員に、座長代理については東京大学の高村委員に事前にお願ひし、御了承をいただいております。

また、オブザーバーとして経済産業省から梶川環境経済室長に御参加いただいております。

それでは、以後の議事進行について、大塚座長、よろしくお願ひいたします。

#### ○大塚座長

僭越ながら座長を務めさせていただきます大塚でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

座って一言だけ申し上げたいと思いますけれども、地球温暖化対策をめぐるまはては、パリ協定の締結、それからパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の策定、先日の菅総理からの2050年までのカーボンニュートラルの宣言など、様々な動きが見られるところでございます。そして、昨今の異常気象、集中豪雨などの頻発を見れば、気候変動対策の必要性はますます高まっております、しっかり施策に取り組んでいく必要がございます。

そうした中、我が国の地球温暖化対策の基本になりますのは地球温暖化対策推進法です。本検討会では昨年度開催されました地球温暖化対策推進法施行状況検討会の議論の内容や、その後の気候変動等をめぐる国内外の環境変化を踏まえた上で、今後の地球温暖化対策に関する制度的対応の在り方について議論を進めたいと思います。皆様の忌憚のない活発な御議論をいただければ、ありがたく存じます。

それでは、私の簡単な挨拶はこれだけにさせていただきます。

では次に、議事に入りたいと思います。まず議事の（１）「地球温暖化対策の推進に関する制度検討会の開催について」。資料２に基づきまして事務局から説明をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

#### ○岸課長補佐

ありがとうございます。事務局の環境省地球温暖化対策課でございます。

資料２のとおり、本検討会の開催要領について簡単に御説明させていただきます。

「１．目的」とございます。今、大塚座長の御挨拶、それから冒頭の局長からの挨拶にもありましたとおり、本検討会においては温対法の附則の見直し規定も踏まえつつ、温対法の今後の制度的対応の在り方について検討していただくことを目的として開催するものでございます。

「２．構成」ですが、先ほど委員の御紹介を先立ってさせていただきましたけれども、学識者・研究者から成る委員をもって構成する。それから、オブザーバーの出席も可能とするということにしております。

また、「運営」でございますけれども、座長を置く。座長代理を指名することができる。座長代理が、座長不在のときに職務を代理する。本検討会は原則公開とする。ただし、座長の判断で非公開とすることもできる。会議録については、会議終了後に作成し、委員の確認を得た後、終了後１カ月以内を目途に公開する。そういった運営を考えてございます。

事務局については環境省の地球温暖化対策課。それから、事務の一部を本年度、三菱総合研究所さんに担っていただいているということでございます。

以上でございます。

○大塚座長

よろしいでしょうか。

では、次に議事の(2)「地球温暖化対策を巡る最近の動向について」。資料3に基づきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○岸課長補佐

ありがとうございます。

引き続きまして、資料3「地球温暖化対策を巡る最近の動向について」でございます。資料につきましては、右肩に「資料3」と振ってあるものでして、画面にも同じものが投影されてございます。こちらにつきましては、温対法の直近の改正からの動きの御紹介を中心に考えているところでございます。

ページを次に行ってくださいまして、1ページ目が目次でございます。2ページ目も扉の目次でございます。

3ページ目は、冒頭の挨拶にもありましたとおり、菅内閣総理大臣の所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」という宣言があったことの御紹介でございます。

次の4ページ目、5ページ目につきましては、こういった総理の宣言に対する国内外の主な反応ということで、国外でいきますと、グテーレス国連事務総長の報道官声明でございます。以下記載のような声明を出されているということですので、菅総理のリーダーシップに感謝の意を表するといったことなど、様々なことに対する期待が述べられてございます。

5ページ目は国内ですけれども、中西経団連会長の声明も出てございます。こちらにつきましても、2050年カーボンニュートラルの宣言に対しまして、「持続可能な社会の実現に向け、我が国の今後のポジションを確立する英断であり高く評価する」といったコメント、その他のコメントを頂戴しているということでございます。

近年の非常に大きな変化ということで、冒頭に御説明させていただきました。

次の6ページ目以降は「地球温暖化対策を巡る動向」でして、「総論」、それから温対法の構成に沿って「政府・自治体」、「事業者」、「国民」の取組の主立ったものの御紹介でございます。その他詳細につきましては、参考資料2にも細かなものは付けさせていただいております。

おめくりいただきまして次へ行っていただきまして、スライド7でございます。これは御案内のとおりでございます。2015年9月、12月、それぞれ大きな国際的な合意がされておりまして、SDGs、パリ協定ということで、大きな国際的な転換が図られてきたということでございます。

8ページ目、スライド8でございます。パリ協定の合意の後、パリ協定の中では2℃、1.5℃を追求するということですのでけれども、この1.5℃の世界観としてIPCCで特別報告書が出されてございます。こちらについては2℃と1.5℃の影響について有意な差がある

とした上で、1.5℃を大きく超えないような排出経路といたしまして、2050年前後に世界の排出量が正味ゼロとなっているといった科学的な知見が示されたということでございます。

次に、スライド9でございます。こちらの現行の地球温暖化対策計画の冒頭の目指す方向性で概要を記載しておりますけれども、現行の温対計画につきましては2016年5月に閣議決定されたもので、国の中期目標として2030年度、2013年度比26%削減。それから、長期的な目的を見据えた戦略的取組ということで、真ん中に記載のとおりですが、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこと、その他の記載がされているところでございます。

この温対計画につきましては、次の10ページ目のおりですけれども、本年3月にNDCの提出を契機といたしまして本計画の見直しを開始したという状況でございます。こちらの見直しにつきましては、中央環境審議会、産業構造審議会の合同の小委員会において見直しの議論がスタートしたところでございます。

おめくりいただきまして次のページへ行っていただきまして、スライド11が、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」でございます。こちらは温対計画の閣議決定の後、昨年6月に閣議決定された政府の政策文書でございます。こちらの長期戦略にビジョンとして、「最終調達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指す」と記載されておりまして、「政策の基本的考え方」として、非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」を実現していくといった方向性が記載されております。

そのほか分野別のことや、12ページ目に行っていただきますと、「「環境と成長の好循環」を実現するための横断的施策」ということで、イノベーション、グリーン・ファイナンス、国際展開・国際協力といった方向性を記載しているところでございます。

13ページ目でございます。こちらは、説明してきたものを1枚の絵にしたもので、様々な政策文書や総理の宣言がありまして、現状、足元の排出量は5年連続で削減を続けてきているということですが、2050年のカーボンニュートラルに向けた取組を今後、進めていくことになっているというのが、足元の状況でございます。

次の14ページ目でございます。日本の温室効果ガスの排出量の多くが、エネルギー起源のCO<sub>2</sub>であるということもありまして、現在、再生可能エネルギーの導入について拡大してきているということでございます。固定価格買取制度の創設以降、再生可能エネルギーの比率が高まってきているという状況の御紹介でございます。

15ページ目に行っていただきますと、こちらにつきましては、資源エネルギー庁の審議会におきまして、再エネのさらなる導入拡大に向けた御議論も別途、始まってございます。こちらで、右下に赤、緑、青がありますが、競争力ある再エネ産業、再エネを支える社会インフラ、再エネと共生する地域社会の構築に向けまして、資源エネルギー庁でも議論が進んでいるという状況の御紹介でございます。

以上が総論でして、続きまして16枚目以降、各主体の特徴的な取組の御紹介でございます。

スライド17ですけれども、こちらは政府の取組の一例ということで、環境省において再生可能エネルギー100%の電力調達に向けた取組を始めているという御紹介と、防衛省、

外務省においても、RE100を目指して取組を進められているということで、政府の中での再生可能エネルギーの調達による温室効果ガスの削減の取組の御紹介でございます。

18枚目、次のスライドですけれども、こちらにつきましては自治体の取組でございます。国に先駆けまして、2050年、二酸化炭素排出実質ゼロ宣言をさせていただいている自治体が増えているという御紹介でございます。直近のデータで申し上げますと、人口規模で8000万人を超えた状況になっておりまして、さらなる拡大を目指していく状況でございます。

19枚目のスライドでございます。今、自治体で二酸化炭素排出実質ゼロに向けた様々な表明がある中で、再生可能エネルギーを活用した地域課題の同時解決といった取組がされているという御紹介でございます。例えば横浜市の事例でいきますと、東北の12市町村との連携による再エネの広域的な連携調達といった取組。右の絵でいきますと、千葉県睦沢町の自立分散型エネルギーを活用した防災拠点ということで、台風15号の際にもこの地域のエネルギーを活用していたことによって停電を免れた街区があったという御紹介でございます。

20ページ目に行ってくださいますと、一方でということですが、再生可能エネルギーについて活用している事例もあれば、地域における合意形成も課題として挙げられてございます。先ほど資源エネルギー庁でも地域共生といった課題が3番目に出てきておりましたけれども、地域の環境部局の方の目から見ても、地域の再エネ導入についての合意形成において課題やトラブルも出てきている。また、再エネ設備の導入を制限しかねないような条例の制定も増えているという報道もございます。こうした再エネの地域課題も一方であるという御紹介でございます。

21ページ目でございます。こちら自治体の温暖化対策の取組を進められる中での話ですが、電力・ガス自由化によりまして、自治体の区域の排出量の算定をするためのエネルギーデータの取得が難しくなっているという調査結果がございます。とりわけ大きめの自治体において、「電力自由化による状況の変化」についてといった要望項目が多いという御紹介でございます。

22ページ目から事業者の取組でございます。

23枚目のスライドですけれども、こちらはESG金融の国際的な広がりでございます。財務情報のみならず非財務情報に着目したESG投資または融資の拡大を示した図でございます。世界の市場規模の拡大と共に、我が国における市場の拡大も近年、大きくなっていることの御紹介でございます。

24枚目のスライドに行ってくださいますと、脱炭素経営に向けて取組の広がりでございます。こちらにつきましては、脱炭素経営ということで、先ほど申し上げた23枚目のスライドのESG金融の進展・拡大に伴いまして、グローバル企業を中心とした脱炭素化に向けた取組が拡大してきているということでございます。代表的な取組として挙げさせていただいておりますのが、こちらの下に3つに書いておりますように、TCFDということで、情報開示の枠組みへの賛同、真ん中のSBT (Science Based Targets) ということで、国際的に認められたパリ協定と整合した削減目標の設定の取組、一番右側でRE100ということで、再生可能エネルギー電気100%でビジネスを行うという宣言をされる企業の数の御紹介でございます。TCFDにつきましては賛同企業数が世界で1番、SBTにつきましては世界で2番目、RE100についても世界で2番目、いずれもアジアが一番多

い企業数になってございます。こうした企業の前向きな取組が、E S G投資と両輪になって、企業の企業価値向上につながっていくという流れの中で、日本企業が積極的に取り組んでいただいているということかと存じます。こうした企業の中には、取引先、サプライヤーに対しての同様の取組や、再生可能エネルギーの調達を求める動きも出てきておりまして、グローバルな企業が取り組むことによって地域の企業への波及も可能性として出てきているということでございます。こういった脱炭素経営が企業の差別化、ビジネスチャンスの拡大につながるような方向性で進んでいくという御紹介でございます。

25ページ目ですけれども、温対法の中でも事業者の排出量の報告の仕組みがでございます。この中でデジタルガバメントということで、デジタル化の流れに沿いまして、報告の電子的なシステムも経済産業省と連携しながらつくり始めておりまして、企業の排出量の報告の利便性を高めていく取組もやっているということでございます。省エネ法、温対法、フロン法という関連の報告制度をまとめて報告できるようなシステムをつくっていくということで、こういったものによってデジタルガバメントの推進を図っているところでございます。

最後に、26ページ目以降は国民の取組でございます。

27ページ目ですけれども、環境省でやっております「COOL CHOICE」という取組でございます。家庭部門の大幅削減に向けて、国民の取組を促していくことも重要でして、あらゆる「賢い選択」を促すために、照明・家電、自動車、冷暖房・給湯といったライフスタイルにおける地球温暖化対策を促す観点からキャンペーンなどをやっているという御紹介でございます。

以上が資料3の説明でございます。簡単ですけれども、以上でございます。

#### ○大塚座長

ありがとうございました。

では、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございますでしょうか。

こちらにいらっしゃる方は、どうぞ名札を立てていただければと思います。オンラインの方は手を挙げる機能を使ってください。よろしくお願いいたします。

最近の動向についてかなり動きが出ているということですが、いかがでしょうか。

発言しにくいですかね。では、工藤委員、お願いします。

#### ○工藤委員

どうも御丁寧ないろいろな詳細な情報をありがとうございます。最近、起こっていることについていろいろな意味でキャッチアップすることができ、ありがとうございます。

一つ、興味深いので、こういう質問をすると申し訳ないのですが、17枚目のスライドで官公庁に関連したR E 100に向けた取組という御紹介があったときに、省庁の中では防衛省と外務省が宣言をしてやっているという話ですが、この辺は、国の関係省庁の間で取り組んでいこうという一つの流れの中から動いているのか、各省庁の判断でこういった宣言なりなんなりが動いているのか。要は今後、各省庁はすべからくR E 100を目指すようなことを意図されているのかどうか。その辺を教えてください。

○大塚座長

では、事務局、お願いします。

○小笠原課長

ありがとうございます。

国の省庁の中では環境省、防衛省、外務省がR E 100のアンバサダーになっていまして、3省庁は独自に割と積極的に取り組んでおります。それから、最近、政権が代わってから各省連携という流れが強まっています。先日、環境大臣と農水大臣が両省連携してやるという合意文書を交わしましたが、その中に農水省の庁舎のR E 100化という項目も入っています。農水省にも環境省の知見を提供して御相談しているところです。

さらに、御質問は、霞が関全体でということですが、政府の実行計画がありまして、2020年までの目標と、2030年に向けて40%減らしていくという目標があるのですが、これまた温対計画の見直し等に伴ってその目標がどうなっていくのかという議論もまたあります。いずれは政府の実行計画について2030年に向けてどのような政策を打っていくかという議論が今、必要な状況でして、政府の実行計画の見直しに向けてR E 100かどうかはともかく、再エネの調達の推進も含めて政府全体でどのように推進していくかというのは、今、政府部内で議論をしようとしているところでございます。

○大塚座長

よろしいですか。どうぞ。

○工藤委員

補足で、例えばアメリカの取組等を見ていると、研究機関や政府系の研究機関等も含めてかなりエネルギーの消費量が多くて、いろいろな意味でそういった省エネ等の取組のインパクトが全米で見ても比較的あるということとを以前、見たことがあります。今、霞が関という表現をお使いになられたのですが、要は政府系の機関全体、日本全体で見て、どのくらいの排出量になっていて、それが今後の取組の中で政府系の自らの取組としてこういうことをやっていくというようなことをいろいろ検討するに当たって、そういう数字みたいなものを、霞が関エリアというよりは政府系の排出量がどのくらいになっているのかということを示していただけると、この先の議論もやりやすいと感じた次第です。

以上です。

○大塚座長

よろしいですか。どうぞ。

○小笠原課長

すみません。今すぐに手元に数字は出てきませんが、霞が関のみならず政府関係の全国の庁舎などの活動について、政府実行計画という形で毎年度、排出量を把握しておりますので、そうした定量的なデータに基づいて政府実行計画の見直しを行いつつ取り組んでいきます。

○大塚座長

よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。では、勢一委員、どうぞ、お願いします。

○勢一委員

ありがとうございます。御説明、ありがとうございました。

教えていただきたいのですが、資料の21ページで、電力・ガス自由化に伴う自治体のデータ取得が難しくなったということを御紹介いただきました。ここでは最新の施行状況調査ということで2018年度になっています。出典も平成30年度となっているのですが、たしかネット上で令和元年度版が公表されているようです。この検討会では、平成30年度のものをベースにした検討会の資料を前提にしているのですが、この1年の間に何か考慮すべき変化は調査から見て取れるのでしょうかという点が一つ。

あとは、そこの部分で、特に都道府県や大規模な市において要望が多いという説明がございました。確かに下のデータを見ますと、中核市、特例市以上のところの割合が高くなっているという指摘になっています。確かにデータはそうで、恐らくこれは区域施策編のほうの実行計画との関係で、それを策定しなければならない中核市以上が、データがなくて困るということだと思います。そうかなと思うのですが、本当にその部分だけが理由なのかどうか。今後裾野が広がってくると、小規模な団体もデータがないと困るという同じ悩みを持ち得るのかどうか。大規模な都市の固有な要素が何かあるのかどうか。

これは急ぎませんので、いずれ御紹介いただければと思います。以上です。

○大塚座長

ありがとうございます。

事務局から何か、お願いいたします。

○岸課長補佐

詳細は確認が必要ですが、毎年度、施行状況調査をやっておりまして、今年度、今とりまとめ中ではないかと思っておりますけれども、整理いたしまして、この変化をどう見るかというところは宿題とさせていただければと思います。

また要因につきましても、区域施策編の策定義務がかかっている自治体という傾向なのかなと思っておりますけれども、その点、追加で何か情報があるかどうかも含めて確認させていただきます。

○大塚座長

恐らくそういうことだと思いますが、確認をお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

○奥委員

すみません。大塚先生、奥ですが、よろしいですか。

○大塚座長

奥先生。はい。どうぞ、よろしくお願いします。

○奥委員

遅れてアクセスいたしまして、すみません。

スライドの18ですけれども、ゼロカーボンシティを宣言する自治体数が増えていることは非常に喜ばしいことだと思っております。ただ、一方で、宣言はしてみたものの、実際に何をやっていいのか、何をすれば実質ゼロカーボンにつながっていくのか、そこが分からないという声を非常に多く自治体から聞いております。その道のりをしっかりと国としてもある程度お示しすることも重要だと思えますし、単に宣言をして終わりということにならないように、その後についてしっかりフォローしていくことが重要だと思っております。これは要望のようなことですが、一応そういう実態が実はあるということを申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○大塚座長

ありがとうございます。

この点は今回、制度的な対応についても考えていきたいと思っているところですが、何か、事務局、よろしいでしょうか。

○小笠原課長

ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、ゼロカーボンシティ宣言をした自治体の取組をいかに環境省として、政府として後押ししていくかというのは、非常に重要でございます。そうした意味で今回の検討会の中でも、そうした自治体を後押しする取組を促進するためにどのような制度的な対応ができるかということをお検討頂く場と認識しております。来年度予算、令和3年度の概算要求に向けましても、「ゼロカーボンシティ再エネ強化支援パッケージ」ということで、自治体を支援するための自治体の計画策定や、地域新電力の設立や、そうした人材育成のための支援の予算を要求しております。地域における自立分散エネルギーの導入の支援の予算なども要求しております。こういう制度的な対応、予算的な対応、加えて実行計画の策定マニュアルのようなツールを使って支援をしていきたいと思っております。

○大塚座長

では、工藤委員、お願いします。

○工藤委員

ありがとうございます。

後ほどいろいろお聞きしようかと思っていたのですが、ちょうどコメントがあったので。実質ゼロ宣言をするに当たって、自治体等がどういう構成要素に基づいてゼロ宣言とするかといったような、共通の、言ってみればガイドラインのようなものが実際にあって、各自治体はこういう宣言を今されていると考えてよろしいのでしょうか。不勉強ですみませんが、数多くの方々がゼロ宣言をされているということなので、その辺の現状を教えてくださいなればと思います。

○大塚座長

では、事務局、お願いします。

○黒部課長補佐

実質ゼロ宣言につきましては、もともと昨年9月の段階では、やっておったのは東京と横浜と京都と山梨の4つでして、こういったところで実際に要素として抽出できたのが、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするということを外部に向かってトップレベルでコミットメントしていくというものです。自治体からも昨年の台風の影響を踏まえて非常事態宣言、気候危機に関してのコミットメント、2050年までにゼロにするという形でのコミットメントを広げる動きが出てまいりました。コミットメントの具体化に関してはこれからということになってまいります。

○工藤委員

ありがとうございます。

テクニカルなことを突き詰めていきますと、特に自治体は地域の境界が接しているということになりますから、そういった場合にどういった取組がゼロエミッションに貢献するのかというような整理が恐らく先々には必要になると思います。そういった意味も含めて、そういったガイドライン的なものが既にあるか否かということは、先々そういうものが必要かどうかということを考えるに当たって非常に重要だと思ったものですから。

どうもありがとうございました。

○大塚座長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、次の議事に移りたいと思います。では、次に議事の(3)「地球温暖化対策推進法の施行状況及び見直しの視点について」。資料4、5に基づいて事務局から説明をお願いいたします。

○岸課長補佐

ありがとうございます。

それでは、資料4及び5につきまして事務局、環境省から説明させていただきます。

まず資料4でございます。資料4は「地球温暖化対策推進法の施行状況について」とい

うこととございます。次のスライド1ですが、大きく分けて2つ、1つ目が現行の温対法の概要、2つ目が温対法の施行状況でございます。

まず1の温対法の概要でございます。

スライド3で、「地球温暖化対策の推進に関する法律の概要」でございます。制定は1998年（平成10年）でございます。大きく3つ、塊を分けております。

1として「法目的」でございます。法目的につきましては、記載のとおり、気候変動枠組条約の究極目標を記載しておりまして、そこに向けた地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした法律でございます。

2が「地球温暖化対策の総合的・計画的な推進の基盤の整備」でございます。地球温暖化対策は政府全体で様々な施策を束ねて取り組む必要があるということとしまして、地球温暖化対策計画という国の総合的な計画の策定の規定がございます。こちらにつきましては、次に出てくる温対本部を経て閣議決定をしていくということで、進捗点検と3年に1度の見直しが規定されてございます。また、今の計画の事務その他を担います地球温暖化対策推進本部という政府の司令塔的な組織を設置することとされておりまして、内閣総理大臣を本部長とし、官房長官、環境大臣、経済産業大臣を副本部長とした本部を設置することが法律で決められているところでございます。以上が基盤の整備のところでございます。

これに加えまして、3ですけれども、「温室効果ガスの排出の抑制等のための個別施策」でございます。先ほど御紹介したような主体別で、政府・自治体、事業者、国民の各取組を促すような個別の施策が記載されてございます。

例えば左上でいきますと、「政府・地方公共団体実行計画」ということで、事務事業編は、政府・自治体の自らの庁舎などの施設での排出量の削減計画を立てるという仕組みです。地方自治体のうち都道府県・中核市等以上の市の方には、区域施策編ということで、地域の自然的社会的条件に応じた施策の計画を立てていただくこととされてございます。

その下が「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」で、こちらは事業者を中心に、温室効果ガスを年間3,000 t以上、エネルギー起源CO<sub>2</sub>でいきますと1,500 kL/年以上の事業者には、排出量の算定・報告を義務付けている制度でございます。それを国が集計して公表するというので、自発的な削減を促していく仕組みとして入っているということとございます。

また、「森林等による吸収作用の保全等」がございまして。

右上でいきますと、「地球温暖化防止活動推進センター等」ということで、地球温暖化防止活動を推進するための全国的な組織体、地域に根差した組織体がそれぞれございます。温暖化に関する情報の提供等を任務とするセンターでございます。

それから、「排出抑制等指針等」ということで、排出削減に必要な取組につきまして、国でメニューを公表する仕組みがございまして、こういった業種別に、こういったことに取り組みばいいのかということを見える化しているものでございます。

以上が温対法の現行法の概要でございます。

次に4ページ目で、「これまでの改正経緯」でございます。1998年の制定から20年余りたっておりまして、それぞれ、右の時代背景のところで、国際的な枠組みとタイミングを連動させながら法律の拡充が図られてきているということとございます。気候変動枠組条約、京都議定書、カンクン合意、パリ協定といった流れの中で累次の改正が行われており

まして、直近の改正が一番下の行で、2016年（平成28年）でございます。こちらの改正の際に、改正された条文の中に附則がございます。その中で、平成31年までの施行状況の検討等といった見直しの規定がありまして、これに基づきまして今、施行状況の検討をし、必要な対応はどういったものかという御検討をお願いしている状況でございます。

温対法の概要は以上で、次の5ページ目で温対法の施行状況でございます。

スライド6ですが、施行状況検討会における総括でございます。先ほど御紹介した見直しの規定に基づきまして、昨年度の環境省の委託業務の中で温対法の施行状況についてレビューをし、また今後検討を深める際の一つの視点について整理いたしたところがございます。こちらをこの検討会での議論の参考として御紹介させていただきたいと思っております。

6ページ目、7ページ目が、まず現行法の施行状況の総括で、それぞれ温対法に基づく個別の施策について進捗の総括が記載されてございます。一つ一つは記載のとおりですけれども、国の計画、自治体の計画、排出抑制等指針、温室効果ガスの排出量算定・報告・公表制度、7ページ目に行っていただきますと、事業者の計画、国民の活動、森林吸収、国別登録簿といったそれぞれの個別施策に対しまして、現状の進捗について整理したものでございます。

その上で指摘事項も整理しておりまして、8ページ目以降が「施行状況検討会における指摘事項」となっております。こちらにつきましては、先ほどの法律の現状の施行の状況を踏まえつつ、今後、温対法がどうあるべきかといったことについて検討を深める際の視点の一つとして整理したものでございます。

横断的事項としては、「法目的、施策の在り方について」ということで、パリ協定の発効を踏まえた法律の目的の整理や施策の組み合わせの話。「脱炭素化に向けた対応」ということで、とりわけ再生可能エネルギーの導入拡大についての御意見でございます。省エネ中心のみならずエネルギー転換を図っていくという視点で、再エネや再エネ由来水素といったものの普及の御意見をいただいております。それから、SDGsという、パリ協定と並んで合意された国際的なものとの関係についても、御意見をいただいたものを記載しております。

次の9ページ目は、個別施策につきましても御意見を整理したものでございます。

「政府実行計画」は、霞が関のみならず政府の機関の排出量の削減計画の仕組みですけれども、データ集計・管理の手間の話、政府自身の取組をより発信する必要があるということ、再エネの調達についてもしっかり反映できるようにすべきではないかという御提案、公共調達におけるカーボンフットプリントの考え方の取入れ。そういった御指摘をいただいております。

「地方公共団体実行計画」は、自治体の計画・制度についてでございます。カテゴリーとしては、「目標の設定・評価」ですけれども、長期目標の位置付けについての御意見、目標達成状況の評価に関する御意見、未策定自治体への支援の充実、自治体の現業部門の削減の取組の促進、自治体の取組状況の横比較による気づきを促すという視点、自治体の施設における再エネの調達の促進といったものについての御意見をいただいております。「目標達成に向けた実行支援」では、再エネの利用の取組を促進する仕組みが要るのではないかという点、温暖化対策の中で地域経済の活性化という観点が必要ではないかという御指摘がありました。

10ページ目は、引き続きまして「地方公共団体実行計画」に関してですが、先ほども出てまいりましたが、区域内の排出量の算定に当たってのデータの取得の話について、制度的対応、またはその運用上の工夫の検討の御意見をいただいております。

「事業者の取組」の観点でいきますと、「排出抑制等指針」について、その位置付けをどうするかといった御意見、脱炭素に向けた技術の整理といった御意見をいただいています。「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」につきましましては、幾つかの塊がありまして、一つは、「迅速な公表、集計結果の活用」でございます。現状につきましましては、公表まで2年かかっているということでございます。こういったタイムラグについての投資家活用との関係の御指摘。あとは、今の算定・報告・公表制度についてのデータの正確性、継続性といった特徴の御指摘、それを金融市場の動向に対応させるという御提案。それから、事業所別排出量の情報を公表データとして欲しいといった御提案もいただいております。

11ページ目で、こちらも引き続きまして算定・報告・公表制度についての御指摘でございます。

次の塊として、バウンダリ、算定方法ということで、国際的な排出量の算定との関係について、企業の負担の観点にも考慮したScope 3 排出量、すなわち自社の敷地内の排出だけでなくビジネス全体の排出量をライフサイクルで捉えたものの情報提供の仕組み、TCFDといった情報開示の話、GHGプロトコルという国際的なルールとの整合性の観点、水素の評価、グローバルな企業活動の評価、そういったことも御指摘としていただいております。

電気について「Scope 2」と書いてあるところでございます。こちらにつきましましては、電力自由化に伴って電力会社が選べるようになったことも踏まえた取組、排出係数の在り方。再エネ電力を利用している企業の報告の負荷軽減や、積極的な企業名の公表といったインセンティブについての御提案でございます。

「事業者負担の軽減、関連報告制度との統合について」ということで、類似の報告制度への対応が非常に負担であるといった声に対応したデジタルガバメントの推進の重要性の御指摘をいただいております。

12ページは、算定・報告・公表制度ではなく、その次の排出抑制のための計画の努力義務規定がありまして、こちらにつきましても、個社の計画、業界単位の計画、それぞれの取組について御指摘をいただいております。個社の取組についてどのように褒め、競争力につなげていくか。業界の計画について、省庁間の縦割りの排除や、産業界の取組については時間軸を意識したレビューといったコメントもいただいております。

「事業者総論」として「ESG金融等の市場からの評価」ということで、金融、製品・サービスの市場での評価が重要ではないかといった御指摘もいただいております。

13ページ目は、引き続きまして「事業者総論」で、「企業経営における温暖化対策の位置付け」ということで、経営層の意識改革につなげていくことが必要だということ。それから、「中小企業の取組」ということで、現在、業界の計画でもカバーされていない中小企業の取組も重要なポジションではないかという御指摘でございます。

最後に「国民の取組」ですけれども、カーボンフットプリントの導入など、啓発の動きも重要だということ、自治体の取組への貢献の見える化、行動変容の評価といったことに

ついでに御指摘をいただいているところがございます。

昨年度の施行状況の評価については、今申し上げたようなものを一つの検討の視点としてまとめたということの御紹介でございます。

引き続きまして資料5でございます。資料5は本検討会での「見直しの視点（案）」でございます。こちらは事務局からたたき台として御用意させていただいたものでございます。

次の2ページ目でございます。「本検討会での議論の進め方」ということで、本検討会の議論の範囲についての考え方でございます。冒頭の1つ目の丸にあるとおり、直近の法改正以降、先ほど御紹介したような様々な状況の変化がございます。直近の動きでいえば、総理の2050年カーボンニュートラル宣言なども含めた脱炭素社会に向けた国内外の様々な動きがある中で、今回、法律の見直しについて議論する上で、こういう動きをどう捉えるべきかというところを議論の前提的なものとして御議論いただいております。3つ目の丸ですが、地方自治体の先ほど御紹介したような積極的な取組、企業の脱炭素経営に向けた積極的な取組、またESG金融の拡大といったことがございます。4つ目の丸ですが、今後、脱炭素社会への移行を進めていくに当たりまして、ゼロカーボンシティに積極的な自治体を含めた地方自治体の取組や、ESG金融・脱炭素経営の取組の後押しを進めていくことに向けて、予算のみならず制度的な後押しについても検討が求められているのではないかと、このこと、「本検討会では」ということで最後の丸ですけれども、温対法に基づく個別施策の中で、地域・企業に関連する制度として、地方公共団体実行計画制度と算定・報告・公表制度に関する論点について集中的に議論してはどうかということに記載してございます。政府の取組については別途、年度内の見直しが予定されているということでございます。

3ページ目でございます。今のが今回の議論の範囲についてでして、「見直しの視点（案）」でございます。それぞれの論点、視点につきまして、たたき台を御用意しております。

冒頭の丸ですけれども、以下のような視点から法の見直しについて議論することとしてはどうか、それから、それぞれの論点についてどのような制度的対応が考えられるかということ、「見直しの視点（案）」として掲げてございます。

「総論」と記載しているところにつきましては、直近の法改正以降の様々な動きを踏まえて、温対法の見直しについて議論する上で、こうした動向をどのように捉えるべきかという点。

「個別施策」でいくと、「地域」につきましては、地域におけるグリーン社会の実現に向けた地方公共団体実行計画制度についてどのような役割を担うべきかという問いかけにしてございます。

チェックが2つありまして、1つ目は、今後、脱炭素社会に向けた長期的かつ具体的な取組が求められる中で、実行計画の実行性を高める観点からどうあるべきか。2つ目は、「とりわけ」ということで、地域の脱炭素化を推進するプロジェクト、例えば再エネを活用したまちづくりのようなものについて、それを推進するための仕組みにどのようなものがあるのか。その際に、再エネなどで起こっております地域の合意形成を円滑化するという視点、脱炭素化の取組が地域にどう貢献するかといった視点、さらにはそういう地域の取

組を国としてどう連携して支援していくかという視点があるのかなということでございます。

また、自治体の実行計画の推進に当たりまして、排出量の算定、施策の効果測定をより精緻に行うための仕組みについても論点として挙げさせていただいております。

また「企業」と書いてあるところにつきましては、世の中でデジタル化、オープンデータ化が求められる中で、算定・報告・公表制度における行政手続や報告データの取扱いについてどうあるべきか、脱炭素化に積極的な企業がESG投資家、関連企業、消費者といったステークホルダー、その他国民の皆様をはじめ、いろいろな方から評価されていくこと、グリーン投資をさらに普及させる上での制度的基盤としても、算定・報告・公表制度が活用されていくようにするためにどのような仕組みにしていくべきなのか、といった点を挙げてございます。

4ページ目以降は、今申し上げた「見直しの視点（案）」に対しまして、現行制度がどう対応しているのかという主立った点を記載してございます。簡単に御説明させていただきます。

4ページ目、「見直しの視点」の「総論」に対しまして、下の「制度的対応の状況」でいきますと、現行法の法目的につきましては、気候変動枠組条約の究極目標の実現が記載されており、法に基づく温対計画において、計画期間や国としての目標、基本的方向性などを定めることとなっていること、それから、脱炭素社会を目指すことなどについては長期戦略において記載されていることを記載してございます。

5ページ目ですけれども、地域の視点に関して制度的対応状況でございます。現行法においてはということで、都道府県・政令市・中核市等において、区域の計画の策定。その計画の中には、再エネの利用の促進、事業者・住民の削減活動の促進、地域環境の整備・改善、循環型社会の形成ということで、自治体の温暖化対策として御検討いただく、計画を立てていただくカテゴリーを4つ、法定しております。計画の策定に当たりましては、地域住民や関係自治体の御意見をいただく、それから、合意形成を図っていくこととされておりまして、協議会の設置規定もございまして、また、計画の策定において公表の規定、年1回の実施状況の公表という規定もございまして、「なお」ということで、本計画制度につきましては自治体間の連携もありまして、共同策定も可能とする仕組みになってございます。

次の6ページ目でございます。企業の関係で算定・報告・公表制度について申し上げますと、「制度的対応の状況」として、現行法は、企業の排出量の算定・報告、国による集計・公表。それから報告データにつきましては現状、企業単位に集計して公表する。事業所別の情報について別途、開示請求手続によって開示されます。権利利益が害されるおそれがある場合は保護請求が可能という仕組みになっております。現状の排出量のデータの報告から公表までに2年を要しているという実態を記載しておりまして、その改善のための電子報告システムも構築してございます。そういう現状の御紹介でございます。

最後に、7ページ目は「本検討会の今後のスケジュール」ということで、論点について今後、御議論いただいた上でということですので、スケジュールとして、年内とりまとめを想定しまして、この先3回、御議論いただくということで、企業、地域の各論を1回ずつ、それから最後の回でとりまとめ（案）というスケジュールでどうかということ

記載してございます。

事務局からのたたき台としての御説明は以上でございます。

○大塚座長

要領良くお話ししていただきまして、どうもありがとうございました。

そうしましたら、今の事務局からの御説明を踏まえまして、温暖化対策推進法の見直しの視点について議論できればと思っております。御意見、御質問等がございましたら、どうぞ、名札を立てるか、手を挙げる機能を使っていただければと思います。どうぞよろしくをお願いします。

どうでしょう。いかがでしょうか。どうぞ、水口先生、お願いします。

○水口委員

高崎経済大学の水口です。初めて参加させていただきました。

まず、これまでの皆様の御努力に感謝を申し上げます。大変貴重な法律を長年にわたってつくられて施行されてきたという御尽力には感謝したいと思います。

私は法律の専門家ではありませんので、もしかしたらやや的外れなことがあるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。その前提で幾つかコメントをしたいと思います。

まず、「見直しの視点」の「総論」として、こうした世界の動向をどう捉えるべきかと書かれております。2050年にネットゼロということを経理が宣言されました。2050年にネットゼロを宣言しているのは日本だけではありません。EUがもっと先にこの議論を進めており、既にEUはそのための制度的な取組をしております。そこで、温対法の改定に当たっては海外のより進んだ国の議論を参考にすべきではないかということをもまず考えました。これが1点目です。

これに関連して、目標数値を考えてみたいと思います。御案内のように、EUではグリーンディールという大きな枠組みの中で、今般、気候法——EU規則ですが、通称、気候法と題した法律の提案がなされております。ここでの特徴は、気候法の中で2050年にネットゼロということを経理として書き込むというところに特徴がございます。温対法の構成は、温対法の中では目標を書かずに計画の中に書き込むということかと思えますけれども、菅総理が宣言されたこともありますし、企業の側からしますと、将来の安定性や予測可能性が事業活動や投資をするのに非常に重要になってきますので、予測可能性を高めるという意味では、総理が宣言されている以上、温対法の中に目標として書き込んでも良いのではないかと考えます。さらに言えば、現在の目標では、2050年に80%削減を目指すということを経理にして、2030年に26%という数値になっておりますけれども、目標数値自体が、2050年の目標がネットゼロになったわけですから、当然ながら2030年の目標数値も上がらねばならないということになるのかなと考えられます。EUでは2030年に50～55%という数値が挙がっておりますので、こういったところを念頭に置いて議論すべきではないかとも考えられます。

EUの気候変動に対する対策の特徴は、グリーンディールという形で、いわば産業構造全体を大々的に転換するという計画であるということです。そうでなければ、恐らく2050

年にネットゼロ、2030年に50%削減というのは到底無理だと考えられます。そう考えますと、温対法でやるべきかどうかは別にして、日本でも日本版グリーンディールをつくっていかねば、言っただけで現実にはできないということになりかねないのではないかと。日本版グリーンディールは、欧州版グリーンディールと同じといたしますか、同じ土俵にのって競争するということでありまして、欧州版グリーンディールはいわば成長戦略ですので、これに負けられないような日本版の成長戦略をつくっていく必要があるのではないかと。

それは、大変申し訳ないですけれども、環境省だけではなくて、環境省、経済産業省、農林水産省、国交省、少なくともこれらの分野が共同して全体の枠組みをつくっていく必要があるのではないかと。そういう意味で申しますと、今年中、12月までの4回の議論でこれをまとめようというところが、なかなかどうなのかなと思います。少なくとも、どこでやるかは別にして、日本版グリーンディールをつくって産業構造全体を2050年ネットゼロに向けていくという覚悟を示すことが必要なのではないかと。もちろん総理は覚悟を示されているわけですが、それを政策的にいわば確実なものにするという覚悟をどこかで示していくことが必要なのではないかとというのが、総論としての意見でございます。

各論的な意見を1点だけ申します。この法律ができたのが1998年で、22年前です。22年前にできたときには大変先進的な法律であったと思います。また、排出量算定・報告・公表制度も、排出量算定制度ができたのはその後のようで、2000年過ぎだったと思いますが、まだそのころPRI（責任投資原則）ができたばかりであったり、まだまだ日本の企業も情報開示が後れていた。その時代に排出量算定・報告・公表制度は非常に意味のある制度であったと思います。いわばCO<sub>2</sub>の排出量を各企業が自主的に開示せよという仕組みを導入したというのは大変先進的でありました。

しかしながら、今時の状況を見ますと、ESG投資がここまで普及し、CDPやGRIなど様々な排出量情報を求める外部的な枠組みがあって、そして企業はそれに対応すべく情報を集めて公表しているという状況がある中では、国に報告をして、少なくとも2年もたってから出てくるというのは、やはり使えないだろうなど。これを電子化してスピードが早くなるというのは良いことだとは思いますが、基本的にはこの「見直しの視点」の3ページの一番下にありますような、「算定報告公表制度が活用されるために、どのような仕組みが必要か」と書かれておりますが、これは発想が逆でして、実際は事業者、投資家が利用するのに必要なものは何なのかと考えていく必要があって、制度ありきではないのかなと思っております。

企業にとっては情報開示は大変負担もあることは事実ですので、負担感を軽減するためには、一つの情報で全てに使えるというような共通性や統一性といったものが必要で、それはこの制度だけではなくて、国際的にも今、議論されているところではあります。例えばTCFD、GRI、MSCI、FTSEなどの企業評価のそれぞれの要求事項が異なることが企業にとって非常に負担ですので、国際的にも統一するという議論は始まっているところではありますので、そういったことも少し視野に入れる必要があるのかなと思う次第であります。

長くなりました。失礼いたしました。以上です。

○大塚座長

ありがとうございました。

事務局から何か今、一言でもおっしゃっていただくことがあれば、どうぞ。

○小笠原課長

ありがとうございます。

海外の事例については、次回にでも参考資料として集めてみたいと思います。

総理の所信においても3本目の柱としてグリーン社会というのが入っておりますので、今回の法律の中で何がどこまでできるかというのはあるわけですが、グリーン社会をつくっていくために、総理の所信の中にも経済と環境の好循環というものが入っておりますし、環境への投資、取組を通じてどう経済を良くしていくかという発想で取り組むべきだと、総理の所信でも繰り返されておりますので、そういった取組を法律の外も含めて、また経済対策のようなものもあるかもしれませんし、予算的な対応もいろいろありますので、そういう中も含めて検討していこうと思います。

○大塚座長

それでよろしいですかね。

○梶川課長

オブザーバーですが、1点だけ。水口委員からお話があったように、この件はまさに成長戦略ということで菅総理がおっしゃいまして、先週の金曜日の地球温暖化対策推進本部の中で各閣僚に対して指示が出た中で、経済産業大臣には、まさに8割以上がエネルギー起源のCO<sub>2</sub>だ、成長戦略としてやるべきだ、ということで、そこは経済産業大臣がそれを背負うという御指示があったところです。その上で、経産省だけでやる話ではなくて、環境省や農水省など各省といろいろと連携しながらやらなくてはいけないということで、その議論そのものは成長戦略会議で具体的に議論して行って、年末までに重点分野についての計画をつくっていくということになっております。まさに水口委員のおっしゃるようなところは問題意識としてかなり持っていて、各省連携しながらやっていくということになっております。

○大塚座長

ありがとうございます。

4回で全部ということがありましたが、ここは制度の検討ですので、グリーンディール関係の問題はさらにいろいろなところで検討していく必要があると思っておりますし、それを踏まえてもちろん制度も考えていく必要があるのではないかと思います。

では、奥委員の手が挙がっていたようなので、奥委員、お願いします。

○奥委員

ありがとうございます。

資料5のまず4ページですけれども、既に今、御発言がありましたけれども、私も2050年に向けてネットゼロを目指すというところについては、ぜひ法定のものにすべきだと考

えております。EUの御紹介もありましたけれども、イギリスの気候変動法においても、2008年に当初つくられた際には、2050年に80%削減と規定しておりましたが、2019年にこの規定を改正しまして、既に最低でも100%と、法定の目標値が設定されております。日本もぜひそのときの政治的な決断を踏まえた上での計画上の目標値という位置付けではなくて、ゆるぎのない法定の目標値として設定していただきたいと思っております。それが1点です。

2点目は、地方公共団体の実行計画についてですけれども、区域政策編、事務事業編とありますけれども、そもそも今それぞれの策定状況がどうなっているのか、数字で今もし事務局でお分かりになりましたらお答えいただきたいと思えます。

それから、単独でも共同でも策定できるとはなっていますけれども、私に関わっている自治体は全て単独で策定しているところばかりでして、なかなか共同でという機運は見えていないというのが実態ではないかと思えます。ただ、今後ネットゼロを目指していく上では、そしてまたゼロカーボンシティ宣言をすところが増えていることを考えますと、実際にゼロカーボンを実現していく上では、自治体単独でというのが現実問題としてはなかなか困難だということが分かっている中で、いかに共同で複数の自治体が、しかも特に地理的に必ずしも近接していない都市部と非都市部の連携ということも視野に入れて、それをしっかりと実行計画の中に落とし込んで共同で削減を図っていくことを確保できるのかという視点も非常に重要になってくるのではないかと思えます。

ですから、そういったことをどのように支援、推進していくのかということもあります。が、実態としてはまだ実行計画自体、持っていないところも、特に一般の市町村レベルではそういうところもかなり残っているのではないかと思えますので、そこにまずは計画をしっかりとつくっていただくということも併せてやっていく必要があるのではないかと考えております。

以上2点です。ありがとうございます。

○大塚座長

ありがとうございます。

1点目は御意見ですが、2点目は、この間までだと4割ぐらいでしたね。今は策定状況はどのくらいでしょうか。

○岸課長補佐

ありがとうございます。

地方公共団体実行計画にも事務事業編と区域施策編がありまして、手元の数字なのでまた最新値があれば整理したいと思いますけれども、事務事業編につきましては、策定済み、かつ計画期間中の団体ということで、41.5%という数字がございます。区域施策編につきましては、策定義務のある団体は全ての団体が計画策定済みという情報が手元にあります。

○大塚座長

あと、共同でやっている例は今ありますか。

○岸課長補佐

共同の事例につきましては、熊本市の事例があると認識しております。

○大塚議長

熊本市とどこ。

○黒部課長補佐

周辺の自治体とで共同して実行計画を策定するというところで取り組んでおりまして、熊本連携中枢都市圏を構成する18市町村、例えば熊本市の隣にある合志、菊陽、益城など、熊本市を中心とした18市町村で連携の策定事例があるかと思います。こういうのも一つの参考になるかと思っております。

○大塚座長

それ以外にはあまりなさそうな感じですね。

○黒部課長補佐

はい。

○大塚座長

ありがとうございます。

奥先生、そういうことでございます。

○奥委員

分かりました。

○大塚座長

では、工藤委員、お願いします。

○工藤委員

ありがとうございます。

今回、具体的な御提案がこうだということではなく、論点の考え方の整理だと思えますから、私自身、これまで温対法の排出係数の検討や低炭素社会実行計画のレビューにも長く関わってきたことと、今回拝見した論点の関係で、今ISOでいろいろ動いていることなどがリンクしていると感じたので、その辺の気になる点についてのコメントと若干の質問をさせていただければと思います。

まず最初の実際の「見直しの視点」の中の目的といいますか、今、条約の究極目標が書かれているわけですが、その後のパリ協定なり1.5℃のIPCCの特別報告等、こういった状況を踏まえてどのように書き換えたらいいかという御提案が特に示されているわけではないわけです。私自身の理解、認識では、条約の究極目標は実は結構普遍的な中身にな

っていて、それに対して、今の、例えば2050年の2℃、1.5℃というのは、2015年断面での科学的知見等に基づいた政治的な翻訳と個人的には捉えています。裏を返しますと、今後の様々な技術開発や科学的な知見の変化等によっては、いろいろな意味で変わり得る可能性も否定はできない。ですが、条約の究極目標はかなり普遍的なものだと私は認識しているので、条約の究極目標を尊重しつつ、実際の現状の動きとしてそういったゼロエミッションの議論があるという、そういった補足的な構成にするというのが現実的かと個人的には思っています。ただし、法律上どうこうといったところについては私の専門ではないので、イメージとしてはそんな捉え方がこの「見直しの視点」に対する私の今の印象になります。

2点目は、先ほども申し上げましたが、ゼロエミッション、もしくはカーボンニュートラルという、例えば自治体等の宣言ということで、具体的にどういう取組をするか、計算の仕方をする、しないといった具体的なガイドラインが特にあるわけではないというお話でした。これはあくまでも参考までにといいことですが、実は今日も夜、会議がありますが、ISOでカーボンニュートラルの定義と、その宣言の仕方に対する国際標準化に着手したところで、ヨーロッパを中心として数多くの国々の専門家が興味を示して会議に参加してきているという状況にあります。

ゼロエミッション、カーボンニュートラルということもひっくるめた一つの宣言ではあるのですが、そういったものがこういう国際的な標準化なり、もしくは自治体なりも含めて、共通の考え方に基づいてゼロエミッションを目指すということの流れ、環境整備のようなものが必要なのではないかという気がします。なぜかといいますと、ゼロエミッションを本当に都市等で実現しようとしたときに、そこには恐らくはオフセットなど、様々な取組をきつとやらざるを得ないというのが、現状の技術レベルの視点かなと思っています。ですから、そういったことも含めたゼロエミッションに向かった取組というのは一体何なのかということについては、あまり誤解を生まないような形できちんと見ていく必要がある。先ほど言いましたが、国際的な、いわば標準化のような動きがあるということは御留意いただいて、そういったものと日本の取組との間に齟齬がないということは、先々の視点としては大事なかなと思っています。これが2点目です。

3番目はESGの話ですが、ESGに関しては、私はTC322のサステナブルファイナンスの議論に参加させていただいていて、グロサリー、言葉の定義に関するテクニカルレポート（TR）の策定のお手伝いをしています。印象的にいいますと、ESGのEにもものすごく偏った、実際問題としての定義や活動も実際にそうだと思いますが、そういう形になっていて、実はSやGの取組についてどう考えるかということが、国際標準化を議論している際の一つの課題になっています。

今回、温対法の中でESGを取り扱うといったときの視点が、温対法ですから、これは環境、Eで見ようという話なのか。ESGを正面から取り上げていくとなると、今度はソーシャル、Sの部分も絡んでくる。そういったところまでこの温対法の中での企業なり政府なり、地方自治体等の支援なりということを視野に入れるのかどうかというのが、私としては気になっているところです。

なぜかといいますと、そうしませんと、国民各層も「ESGって何？」と言ったときに、環境だけでとどまっているという理解になってしまうのは、逆に問題があるという気が個

人的にはしています。これは多分、環境のみならず、言ってみれば部門横断的な話であり、その上位にはSDGsの実現が存在しているわけですので、そういったことの関係性の中で、温対法の中身としてESGをどう考えていくのかという整理は必要かなと思いました。

雑駁な例ですが、この前、某金融機関で、金融商品にはこういうのがありますという営業を受けたのですが、ESGファンドだと言うわけです。ファンドには企業名が10個ぐらい書いてあって、「このESGの何がいいのですか」ということを素人っぽくお伺いしたら、「これは海外で有名なファンドマネジャーが推奨しているので大丈夫です」という形の説明でした。大企業間の投資を行っているときには知見が非常に深いかもしれませんが、今申し上げたような形で、恐らく金融商品として下流のほうにも広がっていくと考えていきますと、「ESGとは何ぞや」というような、言ってみれば社会全体のリテラシーをどう高めるかということが今後、求められるという気がしているわけです。

そういう意味で、例えばエネルギーシステムの強靱性、レジリエンスなど、ソーシャルの視点でも重要なことはたくさんあるわけで、そういった視点をこの温対法の中でどう扱うのか。温対法だけでは多分扱えないと思っていますが、ESGの扱いについては留意したほうが良いと思っています。

最後に、先ほども排出係数というか、データの話で、まさにデータ自身の温対法での扱われ方です。特に個人的に気になっているのは、メディア等で温対法のデータが出ますと、トップ10はどこだということを並べて、それで終わってしまうような印象が強いかなと感じています。先ほど他の委員より、金融機関等の評価にこういうものが使われるということをおっしゃられていたのですが、点の排出量という概念ではなくて、その排出量が取組でどう減っているのかというその中身が見えるような、そういった活用もこの温対法の中で工夫することが重要ではないかと思っています。低炭素社会実行計画はまさにそういう仕組みなわけです。だから、数字そのもので評価するのではなく、その数字そのものが取組でどう変化しているのかということもきちんと見られるような、そういった社会に向けた訴求をこの温対法上の中での情報伝達の仕方として考えるということがあるかと思いません。

ただ、データの開示はどうしても時間がかかるというのは、先ほど手作業なのでかかるというお話もありましたが、排出係数等の数字は年度でまとめないとつけれないところも当然あって、その後で計算するという要素もあるので、即日データが出るという世界ではないと個人的には思っています。これは質問ですが、デジタル化するとどのくらい短縮するというイメージで今、考えていらっしゃるのか。その辺は多分まだ見積りができていないかもしれませんが、イメージとして、今2年という例示がありましたが、それがどのくらいまで短縮しそうだと思われているのか。その辺を参考までにお聞かせいただければと思います。

私からは以上です。

○大塚座長

事務局、質問がありました。それ以外にも何かありましたら、どうぞ、お願いします。

○小笠原課長

ありがとうございます。

算定・報告・公表制度のデータの短縮については今2年かかっている、どのようなことをするかということも含めてこれからの議論ではあると思いますが、ざっくりイメージ的には、デジタル化によって半分の1年といったことは可能なのだろうと考えております。

今後の議論についてあまり申し上げるのもあれですが、例えば算定・報告・公表制度の中でも、排出量の数字はあるけれども、ほかのデータ、中身も分からないのかと。そういう意味では今、様式2にある程度、排出量が減った理由などを書く欄もありますが、そういったものをどう活用していくかというような視点はあり得るのかなと考えていたりもします。

ESG投資は、水口先生の御専門なので私などが言うのはあれですが、おっしゃったようにEに偏りがちな実態はあって、あくまでE、S、G投資だとは思いますが、一方で温対法の中からどんなデータを使い得るかという面で見ると、環境目的の法律なので、温対法で取り得るデータは基本的にはEのデータだろうと。ESG投資はトータルのものであっても、温対法から提供できるのはEが基本なのかなと思っております。

カーボンニュートラルの標準化の話で、環境省でどこまで標準化できるかというのはあれですが、ゼロカーボンに取り組む自治体を支援していく中で、標準化まではなかなかいないかもしれませんが、こういうふうに取り組んでというような支援はしていきたいと思います。

#### ○黒部課長補佐

ゼロカーボンの取組に関しまして、具体的に今、計画を策定して取り組んでいくというレベルまで進んでいるのは多分、東京都と長野県で、長野県は特に気候危機突破方針という形で、2050年に向けてそれぞれの分野でどの程度削減するかという具体の計画をお持ちで取り組んでおられます。自治体のキャパシティによっても様々ですので、こういったところをどこまで取りそろえるか。我々としては取り組まれる自治体を全力で御支援申し上げたいと思っております。まずは具体化に向けた計画づくりからと。

あとは、前段、工藤委員から御指摘いただきましたように、地域の中での削減の細かいルール取扱いについて、本日も冒頭に御説明申し上げましたように、例えば東北と横浜の間での地域間の再生可能エネルギーのやりとりも始まっておりまして、これまでになかったような事例も含めて、地域の脱炭素化の取組の中にどのように反映させていくのかというのは、今回の温対法の議論の中でどうするかということとはまた切り離れるかもしれませんが、我々も中期的に議論していきたいと思っております。

#### ○大塚座長

よろしいですか。

#### ○工藤委員

申し上げなかったのは、国際的にそういう動きがあるという話と、その算定方法のみならず、恐らくは宣言の仕方として、ゼロカーボン、もしくはゼロエミッションという宣言ではこういうことに注意してほしいということが出てくる可能性も否定しないので、そう

いう意味では国内でいろいろ取り組まれているものと、国際的な動きをぜひ平行で見えていただいて、検討すべきところは検討していただければという気持ちもあって申し上げた次第です。

ESGの話は、おっしゃるとおり基本計画で環境に特化するという見方は、それはそれでいいとは思ってはいますが、ただ一方で、国際的に見てもEとSの部分が実はコンフリクトを生ずる場合もあり得るとい話があるわけです。ですから、Eだけで良しと評価するということは本当に大丈夫かどうかという観点でのESGの視点は大事だと思っています。そういう意味では、温対法上はEに特化されるとしながらも、そういったネガティブなところがあるか否かについては、いろいろな意味で見ていただくことが大事かと思えます。先ほど申し上げたエネルギーシステムの強靱化を考えたときに、大量の再エネが短期に導入されれば供給安定性に対していろいろな課題が出てくるといったことは、いろいろな意味で一つの事例として考えられると思います。

○大塚座長

ありがとうございます。

工藤委員に聞いてしまいますが、ISOはカーボンニュートラルに関してどのくらいの期間で標準化することを考えている感じですか。

○工藤委員

今ちょうどキックオフをして半年ぐらいで、ISOの場合、一般的には実際に動き出しから大体3年というのが一つの計画期間になっているので、この3年間ぐらいである程度、標準化を実現するというのが一つの目安になると思います。

○大塚座長

やはり少し時間がかかる感じですね。

では、手を挙げた順序ですみませんが、亀山委員、お願いします。

○亀山委員

亀山です。丁寧な説明をありがとうございます。いろいろ意見はあるのですが、時間も押していますので、一番申し上げたい点を1点だけ言わせてください。

資料5のページ4にある目的の部分で、既に水口委員、奥委員が御指摘された点に私も賛同いたします。今まで京都議定書目標、2020年目標、2030年目標、いずれも日本では目先10年程度の目標だけを議論していたがために、10年以内にでき得ることだけをリストアップして削減目標を設定するというような意思決定をしまりました。水口委員が予見可能性というお言葉が使われたように、究極的にどこを目指すのかという目標を示さないと、産業界にしても投資はできませんし、自治体にしてもまちづくりを考えていくことができないわけです。先般、菅総理が意思表示されたということは、その背景には、今日御説明いただいたように、企業は自治体がもうその方向に向かって動いているということを前提に目標を出されたとは私は受け止めておりまして、それを法目的に反映させるべきだろうと考えます。

先ほど工藤委員から、2℃やカーボンニュートラルというのは政治的なもので変わるのではないかというお話もありましたけれども、既に1996年から2℃目標は科学的知見としては出ておまして、むしろこれほど時が、20年以上たっても変わらない目標というのは珍しいのではないかと私は見ております。多少の表現の仕方は今後も変わるかもしれませんが、大まかな方向性はぶれていないわけでありまして、表現が変わるのであれば、その時々で法改正をしていけばいいと考えます。

また、今の法律の第1条の書き方ですけれども、条約の第2条の目的が、人類共通の課題であるとして書いてあって、そこと、日本が温暖化対策として何をしなければいけないのかということが切り離された書きぶりになっているわけです。なので、第1条の目的の書き方の中に、日本の排出量を長期的にどうしていかなければいけないのかということを書き込むべきだと私は考えます。もし法律の専門家の方から見て、第1条の目的はそう簡単に書き換えられないというようなテクニカルな課題があるのであれば、次善策としての御提案といたしましては、第1条の目的をそのままに残すのであればですけれども、第2条の定義が始まる前に新しい第2条を入れて、そこに目指すべき最終的な排出量という新しい条項を設けて、そのところで2050年ネットゼロということを書いたり、また将来的に科学的知見を踏まえて目標が変わるのであれば、そこを改正していくというような手法も使えるのではないかと考えた次第です。

以上でございます。

#### ○大塚座長

ありがとうございました。簡潔にお話しいただいて、どうも恐れ入ります。

事務局、よろしいですか。1条の2というような具体的な提案もいただきました。どうもありがとうございます。

では、勢一委員、お願いします。

#### ○勢一委員

ありがとうございます。勢一です。

申し上げなかった1点目は、今、亀山委員から丁寧に御説明いただきましたので、私からは省略させていただきます。法律専門家の肩書ですけれども、法目的についても法改正することは全く問題ないので、丁寧に議論をすればよろしいかと思えます。

それと併せて、これだけ気候変動防止の法政策体系が変わってきている中においては、温対法の位置付けを確認しながら、担うべき役割に応じて目標を設定していくことは必要であろうと思えます。22年前というお話がありましたので、アップデートを適宜していく、少なくとも毎回の見直しのときには確認するという作業は必要であろうと思えます。

併せて、恐らくこれも当初からあまり変わっていないのだと思えますけれども、一つ、調べていただきたい点がございます。地球温暖化防止活動推進センターについてです。1998年当初は広報・啓発は非常に重要で、温暖化というのがまだよく分かっていない時代に一生懸命活動してくださったと思えます。ただ、22年たつて役割がかなり変わってきているのではないかと思います。実際に若干関わっているところの団体等からお話を伺うと、気候変動一般、適応、カーボンニュートラルということまで今、広報や周知をやっている。

そうすると、もはやネーミング自体がセピア色になっているのではないかという声も現場からは聞こえてきているように思います。

併せて、地元の事業者から質問を受けたりしたときには、事業者へのアドバイスは範囲外になりますので、別途、県のほうに戻すといったことをやる必要が出てくる。引き受けている団体によっては、事業者への対応部分については、県が別事業として立てているので、別のセクションでやっているような部分もあるように聞いています。

いろいろな話を伺いますと、地域、組織によってかなり多様な状況にあって、行っている内容もかなり違うように思われますので、現状を少し調査していただいて、現代のニーズにきちんと応えられるような仕組みに、場合によっては組み替えることを御検討いただければと思います。

あとは、自治体の実行計画に関してですけれども、先ほど質問への御回答で、未策定団体が少なからずあると。併せて、恐らく未改定団体も一定数あるはずだろうと思います。これをどのように考えるかは一つ、課題になると思います。併せて、目標を設定したけれども、目標を達成できないような状況にある団体もあるというのが、先ほどの御説明でもありました。策定していない、改定していない、目標が達成できていないような計画の状況を少し丁寧に調べていただいて、その原因を確認できればと思います。そうしないと、実行計画を法律で義務付けたからつくってくださいと言っても難しいので、支援の仕方、場合によっては制度の考え方を工夫する必要があるかと思っています。

あとは、自治体の現状から少しコメントさせていただきますと、実は行政計画は自治体にとってはかなり手続が多くて、作業が負担になる手法の一つになります。かなり細かく内容を精査しなければいけないですし、多くの団体では、審議会等を立ち上げて専門家の意見をもらう。パブコメもする。策定した以上は公表し、PDCAサイクルで回す。スキームとしてはかなり重いので、少なくとも小規模の団体ではそれ自体が負担になっている可能性はあり得ます。この辺りも実態を調べていただきたいと考えています。特にこれからは人口減少が進みますので、小規模の自治体が特に顕著ですが、人材、知見、財源、全てが足りなくなる。この中で気候変動防止、温対法の計画にどれだけエネルギーが割けるか、財源が割けるかというのは、簡単ではないところだと思いますので、これは制度体制として工夫が必要だと思います。

そのときに、先ほど熊本連携中枢都市圏の共同策定の御紹介をいただきました。これは地方自治法に根拠のある連携協約という制度を使った広域連携スキームの一つになります。中心市が熊本市で、政令市で規模が大きいので、そこが周りを巻き込んでこのような形で計画を共同で策定するというのは、地方制度調査会でも望ましい姿ということでお勧めしている取組の一つになります。広域連携ができますと、小規模の自治体が一緒に加わっていくことになりますので、区域施策編のほうでしたら、その区域全体をカバーできるということで、今後、活用可能性は広いスキームになるだろうと思います。

もう一点、自治体の現状としましては、実は自治体では通常、各自治体に環境分野の基本計画がありまして、その下に部門計画がぶら下がっている。恐らく多くのところで温対法の実行計画はその部門計画の一つとなっているだろうと思います。そうすると、自治体としては、部門計画としてこれを策定するけれども、関連する法律から要請されている計画をどのように扱うか。個別に全部つくるとかなりの数をつくらなければいけないので、

自治体の中で関連するものを統合して一本の計画でつくる。こういうことは実はいろいろやっていますし、実際に温対法もできるような形になるだろうと思います。

私は福岡市の環境審議会の委員もやっていますが、そちらでも今、温対法の実行計画の改定をしようとしていまして、温対法の計画と適用法の計画とを兼ねて市の部門計画として落とし込む。さらに、これにエネルギー戦略、現在のエネルギー政策基本法などの計画も今度は組み入れて、一体型で計画をつくる。そういうことを今やろうとしている。

こういうことにもう少しいろいろな分野で各自治体が取組みめるようになれば、負担少なく計画策定に結び付けることができるだろうと考えています。この辺りもどのような支援をするかということとつながると共に、法律の中でどういうメッセージを出していくかも課題になろうかと思っています。

もう一点だけ。広域化という点では、再エネの推進とも重なってきまして、海外で再エネが地域に受け入れられるときの一つの条件としては、地産地消の部分で、地域経済の活性化につながる場所があります。こういうスキームは恐らく地域循環共生圏ともマッチすると思いますから、少し議論ができればよろしいかなと思います。

以上です。

#### ○大塚座長

ありがとうございました。貴重な御意見をどうもありがとうございます。

では、高村委員、お願いします。

#### ○高村委員

ありがとうございます。

今回、温対法を念頭に置いてその見直しの視点ということですが、温対法は、国はもちろんですけれども、地方自治体、事業者、国民の取組をどう推進するか、支援するかという制度的な基盤を法律上、提供しているものだと思います。

それを前提にしたときに、3点、申し上げたいと思うのですが、1点目は、温対法の目的については見直しをしていただきたいと思っております。

理由は3つあって、一つは、パリ協定に即した目的条項にしていきたいという点です。現在、気候変動枠組条約の2条の究極的な目的の条項を書かれていますけれども、皆さん御存じのとおり、パリ協定は人為的排出と人為的吸収の均衡を4条1項に書いていて、大気中濃度の安定化ではなく、大気中濃度を減らしていく目標になっています。もちろん気候変動枠組条約の2条を簡単に変えられないので、そこをいじってほしいというわけではなくて、明確にパリ協定の長期目標は、気候変動枠組条約の2条をさらに強化する合意をしたものなので、そこを明確に書くべきだという意味で、パリ協定の目的条項に即した修正をしていただきたいと思っております。2条の1.5℃、2℃目標の他に、資金フロー、適応に関する目的をどう扱うかという点はあると思いますけれども、2条に加えて4条の1は書くべきではないかと思っております。直接書くのか、リファーするのかという書き方は優秀な事務局の知恵を期待しますが、しかしながら、繰り返しますが、やはりパリ協定に即した目的条項の修正が必要だろうと思います。

もう1点目は、多くの委員がおっしゃった点で、亀山先生が一番的確におっしゃったと

と思いますが、パリ協定の条項は国際社会全体の目標なので、日本が温暖化対策で、あるいは温対法でどこを目指すのかというのを明確に書くべきだと思います。私たちにとって非常にありがたいのは、総理所信で2050年カーボンニュートラルと言ってくださった。しかも、与野党を超えて賛同がある非常に普遍的な支持を得た目標を国として掲げることができているわけですから、これはやはりきちんと法令の中に書くべきだと思います。

もちろん先生方、事務局には言うまでもないと思いますが、見通しが持てる安定的な政策の根拠をきちんと書くべきだと思っていて、それは特に長期的な視点を持った対策が必要なイノベーションにこそ必要だと思っています。イノベーションをどう支援するかというときに、この長期的な視点が明確になっていないと、対策に対する財政的基盤も含めて、根拠が非常に不安定な中で対策を取らなければいけなくなる。

もう一つは、最後の理由ですけれども、行動、対策を取るのは、国でもありますが、自治体であり、事業者であり、国民であって、水口委員がおっしゃいましたけれども、事業者にとっての予見可能性と同時に、今回、総理がおっしゃった2050年カーボンニュートラルというのは、国民、地方自治体にとって非常に分かりやすいという点です。2℃、1.5℃よりもずっと分かりやすい。そういう意味で見直しをしていただきたいと思っています。

3つ目は、制定から22年たってみて、改めて温暖化対策が日本にとって持っている意義があるように思います。例えばレジリエンスの強化。今日も資料にありましたが、地域活性化、あるいはまさに環境と経済の好循環ということで、そもそも産業の競争力強化にとっても意味がある。こうしたものをどうやってうまく書くか。今の目的条項の中に明確に書かれていないので、その辺りは優秀な事務局が多分、案をつくってくださると思います。

2点目は、地方公共団体の実行計画のところですか。今日は梶川さんも来てくださっていますけれども、再エネの主力電源化、それから総理の所信だと再エネの最大限導入に向けて、今、経産省、エネ庁でも急速に制度の見直しを進行させていると理解しています。その中で議論になっているのが、再エネが一番分かりやすいので例を出すのですが、再エネをこれからもっと拡大していくときに、社会、地域の受容可能性をどう高めるかというのが非常に大きな課題になっています。経産省、エネ庁では発電事業者の規律強化は確実にしています。けれども、悪いことをする人をたたいていくだけでは駄目で、地域のポテンシャルを生かした再エネ導入は地域にも便益があるので、地域がきちんとコントロールして主体的に、計画的に導入するということをしっかり仕組みとしてつくる必要があると思っています。

これは、恐らく環境省だけではできませんし、再エネを例にとれば経産省、あるいは場合によっては農水省など、省庁を超えた連携が必要なところですか。しかし、例えば温対計画の中の地方公共団体の計画が、再エネの導入、あるいは交通でもいいのですが、ゾーニング、あるいは地域合意形成の仕組みをその中にインプットしているとすると、恐らく省庁を超えた政策のコベネフィットといいましょうか、相乗効果を生むことができると思います。私は個人的には再エネに非常に興味がありますけれども、恐らくそういう仕組みが再エネのコスト低減をさらに進めることにもなると期待しています。

最後ですけれども、データのところです。地方公共団体の計画を一緒につくったりして、何度も直接的に聞くので、ぜひ検討いただきたいのですが、今、地域できちんと排出を減らしていこうというときに、電力の排出係数は、昔は10電力からその地域のものが

出てきていたわけですが、自由化の後に、御存じのとおり、小売の様々な参入がありましたので、排出係数を一義的に出しにくくなっている。恐らく送電ではある程度、持っていらっしゃるのではないかと思ったりはしますけれども、ここが地域の排出量を減らしていくときの計画を立てる上での一つのネックといいましょうか、一つの課題になっていると思います。

もう一つは、再エネを導入していこう、エネルギー転換を地域内でしていこうということを地域は考えているのですが、いくつか難しさがあるのは、先ほど勢一先生が御質問になったところにも関わりますが、大都市圏はポテンシャルがなかなかないので、どうしても区域外からの再エネを調達して、需要側が再エネを増やすことで、その地域の排出を減らしたいと思う。そうした取り組みやその進捗をどういうふうに評価できるかというところで地域は悩んでいます。

あとは、これは環境省だけではないと思いますが、再エネを導入していくときに、卒業したFIT電源や、FITによらない再エネの発電量をどうやって把握し、カウントしていくか。多分、国全体のデータの把握の課題があると思っています。こうした点はぜひ省庁を超えて、この機会に整備をしていただきたいと思います。

以上です。

#### ○大塚座長

ありがとうございました。

時間を過ぎていて、私の不手際で本当に申し訳ないのですが、事務局、今の点で何かお話しいただくことはありますか。あとは諸富先生がいらっしゃいますが、まとめて後で少しだけ話されますか。どうでしょうか。

では、諸富委員、お願いします。恐れ入ります。

#### ○諸富委員

時間もありますので1点だけ、簡潔にお話をさせていただきます。

諸先生方がおっしゃる点は全く私も同感であります。それ以外に、これから脱炭素社会に向けて動いていく上で情報的な基盤の整備は非常に大事で、排出量の正確な把握と公表をしっかりとしていくという視点が非常に大事だと思います。この辺りは資料5でも論点を「見直しの視点」という形で提示していただいている資料の中に、数々と指摘されている点です。

1点目は、今ちょうど資料5を提示していただいているのですが、その3枚目の辺りに書かれてある一連のことですが、今、高村委員から御指摘があったように、まず電力会社の協力が必要で、地域の排出係数を含め、自治体の管轄領域からどれぐらい自治体の電力市場によってCO<sub>2</sub>の排出をしているのかを把握する何らかの仕組みが必要で、恐らく電力会社あるいは新電力会社とどういうふうに情報のやりとりをすれば、テリトリーの中で電力市場に伴うCO<sub>2</sub>排出量が正確に把握できるのかということに関する何らかの制度的基盤が必要だろうと思います。

算定・報告・公表制度についても、スライドの3ページ目、あるいは6ページ目に課題が掲げられておりますけれども、特に6ページ目に指摘がありますように、業種別、企業

別に数字をまとめた形で公表されていることは、それ自体として大変すばらしい情動的基盤に既になっていて、温室効果ガスの排出を誰がどれだけしているのかということ相当地詳細に把握できる制度になっています。私自身も研究上、調査で使わせてもらっています。次の課題は、ここに指摘されていますように、個別事業所レベルまで把握されていて、ただ、ここについては開示請求があつての開示であるということです。この点、今後ここまで含めて公表されていくことが必要なのではないかと私は思います。具体的に地域で正確な排出量を把握していこうとすると、地域に立地している、例えば事業所あるいは工場等から出ている排出量が一体どれだけあるのかということが事業所レベルで分かっていないと、本社レベルで、全会社レベルでまとめられた情報だけでは分からないということがございます。

それから、CO<sub>2</sub>の排出量、あるいはGHGの排出量が公表されることによって、いろいろな公衆からチェックを受けることができる、監視を受けることができるということで、ちょうどP R T R法、化学物質の管理法と似たようなコントロール効果が出てくるのではないかと。そういう意味では事業所レベルまで公表し、しかもスライド6にもちゃんと書いてありますが、グリーン投資を呼び込んでいく。CO<sub>2</sub>を減らしていくことに努力している企業、事業体が、情報公開を通じて投資家の投資を受けることができるという情動的基盤としても、事業所レベルまで今後は基本、開示していくことが求められていくのではないかと私は思います。

スライドの5枚目の、地方公共団体実行計画制度がどういう役割を担っていくかということですが、基本的には、今、環境省でも推進されている地域循環共生圏の形成に寄与していくような取組のベースになるような計画づくりになっていくことを、私個人としては期待しております。そういう意味では自治体の実行計画というだけではなくて、例えば日本版シュタットベルケでもいいのですが、そういったプロジェクトを実行していくことが地域経済循環につながっていく。そのためには自治体だけではなくて、地元の企業、住民の団体を含めてステークホルダーがプロジェクトに協力していくようなプラットフォームをつくっていくことが想定されるのですが、そういったプロジェクトづくりのバックグラウンドになるような計画づくりであってほしいなと思います。

そのためには地域経済循環がどこまで進んでいるのかということに関して情動的基盤が必要で、環境省でホームページから地域経済循環図という形で、地域のGDP——GRPと呼んでいます、それが簡単に出てくるようなツールを既に公開されていますけれども、こういった情動的基盤のほか、地域付加価値などいろいろな情報の基盤を把握して、まさにここに書いてある効果測定を精緻に行えるような仕組みづくりも併せて行っていく必要があるだろうと思います。

私からは以上でございます。

○大塚座長

ありがとうございました。

では、今までのお三人の御発言に関連して、事務局から何かありましたら、どうぞ、お願いします。特に地域循環共生圏を目的規定に入れるというなかなか面白い議論も出てきていると思うのですが、いかがでしょうか。

○黒部課長補佐

ありがとうございます。地域循環共生圏の主なプラットフォームを含めて担当しておりますので、私からお答え申し上げます。

今、諸富先生から御指摘いただきましたように、環境省の中でRESASにも一部システムを反映しております地域経済循環分析という形で、例えば再生可能エネルギーでもいいですし、コンパクトシティでもいいのですが、こういった取組が地域の中でのお金の回り方、地域の中で生産して、それが地域の方々に分配されて、地域の中で消費されるという、この一連のメカニズムを太くしていくのにどれだけ効果的かというところについては、我々のほうでも分析を重ねておまして、先生の御指摘も、例えば再生可能エネルギー一つ取れば、域外にエネルギー資金として流出していったものを地域内の資本で再生可能エネルギーを地域内に立てることができれば、域外に流れていく資金の流れが域内に向かって反転するというので、地域経済、あるいは地域循環共生圏をつくっていく上でも非常に有効な手法だと思っております。こういったメッセージは、先ほど高村先生のお話の中でも地域活性というところを御指摘いただきましたけれども、地域活性も含めてこういった温暖化対策が幅広く地域づくりに有用であるということは、引き続き見える化していきたいと思っておりますし、先生の御指摘も、こういった取組を進めるということだったかと思っておりますので、ぜひ進めてまいりたいと思っております。

○小笠原課長

あとは、勢一委員から地域温暖化防止活動推進センターの御意見をいただきました。私も実は地域センターが企業回りの普及啓発をやっているかということを経つか調べたことがあったのですが、やっているところ、やっていないところがあったりして、今の時代に合わせて地域センターの業務をどうしていくかという視点も必要ではないかと我々も思っております。

それから、目的規定なり、2050年ゼロなりの位置付けについても多くの意見をいただきましたので、また引き続き次回以降、議論をいただければと思います。

○大塚座長

ありがとうございました。非常に貴重な多数の意見をいただきまして、ありがとうございます。

目的規定に関しては、皆さん——工藤委員は違いましたが、2050年ゼロという目標についても入れたほうがいいという御意見が多かったと思います。そのほか、算定・報告・公表制度やESGに関する議論、さらに目的規定の中に地域循環共生圏についても入れる議論、地球温暖化防止活動推進センターに関して規定を改定していく必要があるのではないかという議論もございました。様々な御意見を本日いただきましたので、これを踏まえて次回以降につなげていきたいと思っております。

では、私の不手際で少し時間が遅くなりまして、誠に申し訳ございませんでしたが、本日の議論を踏まえまして、次回以降、より具体的な議論ができればと考えております。

では、今後の予定につきまして、事務局からお願いいたします。

○小笠原課長

本日は委員の皆様方におかれましては活発な御議論を、大変ありがとうございました。

次回の日程につきましては、11月下旬ごろを予定しておりますが、詳細が決まりましたら、また別途、御連絡申し上げます。

また、本日の議事録につきましては、事務局で作成の上、委員の皆様にご確認いただきまして、環境省のホームページに掲載させていただきたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○大塚座長

それでは、これにて閉会といたします。本日は大変活発な議論をありがとうございました。

(了)